

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2012～2016

課題番号：24243008

研究課題名(和文)「アジア国際私法原則」の研究

研究課題名(英文) Study of Asian Principles of Private International Law

研究代表者

高杉 直 (Takasugi, Naoshi)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：60243747

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 21,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果として、「アジア国際私法原則(APFIL 2017)」を作成した。『APFIL 2017』は、東アジア・東南アジアの10法域の代表から成る起草委員会によって作成された、「財産法・取引法」分野の共通原則である。「家族法(手続法も含む)」分野については、各国の法内容の相違が大きく、共通原則の策定には一層時間をかけた慎重な検討が必要であることが判明したため、引き続き、共通原則の策定に向けた作業を継続することになった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research project is to draft the "Asian Principles of Private International Law: APPIL (2017)." The APPIL 2017 contains common principles, concerning [1] general rules of choice of law, [2] choice of law rules for contracts and torts, [3] international jurisdiction rules as well as recognition and enforcement rules for civil and commercial matters, and [4] arbitration rules, which accepted by Asian region.
The area of family and succession law will be treated in the future research projects.

研究分野：国際私法

キーワード：国際私法 アジア ソフトロー

1. 研究開始当初の背景

「アジア国際私法原則」の研究(本研究)は、研究代表者および研究分担者がこれまで実施してきた、東アジア地域における国際私法・国際民事手続法の協調・協力体制に向けた3つの共同研究(基盤研究(B)「アジア地域の国際環境問題に対処するための民事的協調体制の構築に向けた研究」(代表:高杉直) 基盤研究(B)「東アジアにおける涉外私法に関わる法制度の調整的整備と相互協力に関する拠点形成研究」(代表:木棚照一・櫻田嘉章) 基盤研究(B)「東アジアにおける国際民商事紛争解決システムの構築」(代表:中野俊一郎))の成果を基礎とするものであり、これらの研究成果を統合した上で、さらに深化・発展させるものである。

上記の共同研究の過程で、[1]一定分野に関して、少なくとも東アジア地域における共通の国際私法原則を認識・策定する環境が十分に整っていること、[2]学術研究では、日韓・日中等の二国間の「厳格な規則」を追究するよりも、むしろ一層広い多数国間の「場」を設定した上で、共通の「原則」に関する研究を行う方が、一層生産的な議論ができ、社会的にも有益な研究成果を期待できること、が判明した。

そこで、本研究では、対象範囲をアジア地域に拡大した上で、各国の国際私法に関する詳細な比較研究を行い、アジア地域における国際私法の共通原則(「アジア国際私法原則」)の認識・策定を行う。

欧州や米州では、当該地域に一定範囲で妥当する国際私法の共通規則が作成されており、共通規則の研究が活潑になされている。これに対して、アジア地域における国際私法の共通規則・原則に関する先行研究は見あたらない。地域統合の深度や経済・政治・歴史・言語その他の同質性の水準が、これら相違点の原因とも考えられるが、他

方で、法的拘束力の強い共通規則ではなく、共通の「原則」であれば、認識・策定が可能であると考えられる。その証左の1つとして、「ユニドロワ契約原則」などを挙げるができる。国ごとに法内容の大きく異なる実質法の分野でさえ、共通「原則」の策定という手法を用いることで、一定の成功を収めている。

アジアの現状を前提とすれば、欧州・米州と比べ、実質法の統合の範囲・深度は当面小さいままであろう。だからこそ、実質法の相違を前提とした上で、国際私法生活の安全を図る国際私法の統一へ向けた試みが強く要請される。特に、日本にとって、家族法分野で実務上重要なのはアジア諸国との関係であり、財産・取引法分野においても、アジア諸国との関係が今後益々重要になると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、アジア地域における国際私法の共通原則(すなわち「アジア国際私法原則(APFIL: Asian Principles of Private International Law)」)を明らかにすること、仮にそのような共通原則が存在しないことが明らかとなった場合には、共通原則として受け入れ可能な原則を策定すること、を最終目的とする。この研究過程において、「アジア国際私法原則」の認識・策定を行うために必要とされる「場」としての「アジア国際私法研究者ネットワーク」および「アジア国際私法フォーラム」を構築した上で、アジア諸国の国際私法に関する詳細な比較研究を行うことも、本研究の目的である。

3. 研究の方法

「アジア国際私法原則(APFIL 2017)」の完成・公表という研究目標を達成するため、わが国の国際私法の主要分野のエキス

パートと目される研究者を、年齢構成等をも加味しながら組織化した上で、中長期的学術交流を遂行する意思と能力を有する外国の研究者を協力者として配置した。多様な意見を汲み取って慎重に共通原則の認識・策定を行うため、報告担当者も研究組織内に限定せず、当該分野に最適の研究者に協力を依頼する。また、多くの研究者に「開かれた」形で「議論の場」を提供するため、内外で研究集会・国際シンポジウムを多数開催すると共に、インターネットを利用して、情報交換および議論を進める。

4. 研究成果

本研究の成果として、「アジア国際私法原則 (APPIL 2017)」を作成した。『APPIL 2017』は、東アジア・東南アジアの10地域の代表から成る起草委員会によって作成された、「財産法・取引法」分野の共通原則である。「家族法(手続法も含む)」分野についても国際研究集会等を通じて一定範囲まで研究を進めたが、各国の法内容の相違が大きく、共通原則の策定には一層時間をかけた慎重な検討が必要であることが判明した。そこで、引き続き、共通原則の策定に向けた作業を継続することになった。

また、「アジア国際私法原則」の認識・策定を行うために必要とされる「場」としての「アジア国際私法研究者ネットワーク」および「アジア国際私法フォーラム」を構築することができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計39件)

高杉直「国際商事仲裁における実体準拠法決定の違反と仲裁判断の取消」『国際公共政策』21巻1号(2016)51頁-61頁[査読なし]

Naoshi TAKASUGI, “E-Commerce Law

and the Prospects for Uniform E-Commerce Rules on the Privacy and Security of Electronic Communications” in *Arizona Journal of International & Comparative Law*, vol.33, No.1 (2016), pp.257-262 [査読あり].

高杉直「国際商事仲裁におけるウィーン売買条約の適用」『立命館法学』363=364号(2016)1584頁-1605頁[査読なし]

櫻田嘉章「民法の効力に関するアンソロジー」『甲南法務研究』13号(2017)1頁-36頁[査読なし]

櫻田嘉章「フィリピン人妻のフィリピン人婚外子との養子縁組」『私法判例リマックス』54号(2017)142頁-145頁[査読なし]

野村美明「消費者契約の準拠法—通則法11条批判」『法曹時報』68巻(2016)1453頁-1480頁[査読なし]

中野俊一郎「Proof of and Information about Foreign Law in Japan」『Korea Private International Law Journal』42巻(2016)537頁-553頁[査読なし]

西谷祐子「当事者自治の現代的意義——『国際商事契約の準拠法選択に関するハーグ原則』をめぐって——」『国際私法年報』17号(2016)2-40頁[査読あり]

西谷祐子「国際商事契約の準拠法選択に関するハーグ原則」『NBL』1072号(2016)23-34頁[査読なし]

長田真里「外国判決の承認・執行」『法学教室』424号(2016)39-44頁[査読なし]

北坂尚洋「EU扶養規則における扶養事件の国際裁判管轄権」『国際公共政策』21巻1号(2016)73頁-83頁[査読なし]

北坂尚洋「離婚の訴えに伴う親権者指定等に関する裁判についての離婚管轄国の国際裁判管轄権 - 1996年ハーグ条約及びEU規則について - 」『福岡大学法学論叢』60巻4号(2016)1頁-44頁[査読なし]

高杉直「国際契約中の仲裁条項と適用法

規」『国際商事法務』43巻4号(2015)552頁-556頁[査読なし]

Yuko Nishitani, “The Legal Status of Transsexual and Transgender Persons in Japan”, in: Jens M. Scherpe (ed.), *The Legal Status of Transsexual and Transgender Persons*, (Cambridge 2015), pp. 363-390 [査読なし].

植松真生「バンコク裁判所の専属管轄の合意が無効とされた事例」『私法判例リマークス』51号(2015)148頁-151頁[査読なし]

長田真里「営業秘密の侵害にかかる損害賠償および差止を命ずる外国判決の承認が問題となった事例」『JCA ジャーナル』694号(2015)10頁-17頁[査読なし]

長田真里「外国籍母からの日本人父に対する外国籍子の人身保護請求について請求を棄却した事例」『戸籍時報』721号(2015)28頁-35頁[査読なし]

北坂尚洋「有責配偶者であるフランス人妻から日本人夫に対する離婚請求の際の親権者指定の国際裁判管轄権及び準拠法」『戸籍時報』733号(2015)24頁-31頁[査読なし]

高杉直「国際取引契約における仲裁合意の成立・効力の準拠法—妨訴抗弁の局面を中心に—」『帝塚山法学』26号(2014)45頁-93頁[査読なし]

高杉直「国境を越えた子の奪い合い紛争の解決と課題」二宮周平=渡辺惺之編著『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』(日本加除出版、2014)199頁-212頁[査読なし]

②①高杉直「国際商事仲裁における仲裁判断の準拠法—仲裁法36条に関する覚書—」『同志社商学』65巻5号(2014)661頁-678頁[査読なし]

②② Yuko Nishitani, “Global Citizens and Family Relations”, in: *Erasmus Law Review* Vol. 7, Issue 3 (2014) (“The Role of Private International Law in

Contemporary Society: Global Governance as a Challenge”), pp. 134-146 [査読あり].

②③ Yuko Nishitani, “Familienrecht in Ostasien — Tradition und Moderne in Japan und der Republik Korea —”, in: *Festschrift für Dieter Martiny zum 70. Geburtstag*, hrsg. von Witzleb et al. (Tübingen 2014), pp. 1179-1200 [査読なし].

②④ Yuko Nishitani, “Kindschaftsrecht in Japan — Geschichte, Gegenwart und Zukunft —”, in: *ZJapanR/J. Jap. L.* 37 (2014), pp. 77-108 [査読あり].

②⑤ 長田真里「ハーグ条約の実施および合意解決の状況—各国の経験から学ぶ(1)欧米各国」二宮周平=渡辺惺之編著『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』(日本加除出版、2014)213頁-240頁[査読なし]

②⑥ 長田真里「韓国法人に対する義務履行地および不法行為地に基づく国際裁判管轄が認められなかった事例」『私法判例リマークス』48号(2014)142頁-145頁[査読なし]

②⑦ 北坂尚洋「外国人配偶者が使用する通称氏への氏の変更」『戸籍時報』710号(2014)36頁-43頁[査読なし]

②⑧ 北坂尚洋「雇用契約上の国際裁判管轄合意を無効として、我が国の管轄を認めた事例」『平成25年度重要判例解説』(2014)304頁-305頁[査読なし]

②⑨ 高杉直「元従業員による外国企業への技術・ノウハウの流出と国際裁判管轄」『国際商事法務』41巻8号(2013)1196-1197頁[査読なし]

③⑩ 松岡博・高杉直「日本の国際裁判管轄に関する新規定」韓国国際私法学会編『国際私法研究 / Korea Private International Law Journal』第18号(2013)333-355頁[査読なし]

③⑪ 高杉直「私法統一の現状と課題(5)紛争解決」『NBL』1003号(2013)66頁-72頁[査読なし]

③②高杉直「元従業員による外国企業への技術・ノウハウの流出と国際裁判管轄」『国際商事法務』41巻8号(2013)1196頁-1197頁[査読なし]

③③ Yuko Nishitani, “Die internationale Zuständigkeit Japans in Zivil- und Handelssachen”, in: IPRax 2013, pp. 289-295 [査読あり].

③④ Yuko Nishitani, “International Jurisdiction of Japanese Courts in Comparative Perspective”, in: Netherlands International Law Review 60 (2013), pp. 251-277 [査読あり].

③⑤西谷祐子「子どもの自己決定権に関する - 考察- ドイツの割礼事件をめぐって-」『労働法と現代法の理論・西谷敏先生古稀記念論文集(下)』(日本評論社、2013)205頁-227頁[査読なし]

③⑥長田真里「韓国籍の実父と日本国籍の実母との間で親権と監護権の帰属を認めた事例」『戸籍時報』700号(2013)31頁-38頁[査読なし]

③⑦長田真里「義務履行地管轄に基づき国際裁判管轄を認めつつ、それを否定する特段の事情ありと判断した事例」『平成24年度重要判例解説』(2013)299頁-300頁[査読なし]

③⑧ Mari Nagata, “The Applicable Law in Patent Infringement” Japanese Yearbook of International Law, vol.55 (2013), pp.496-510 [査読あり].

③⑨ Mari Nagata, “Some practical issues concerning International Arbitration in Japan” Osaka University Law Review, No.60 (2013), p.1-12 [査読なし].

[学会発表](計6件)

道垣内正人「2006年ハーグ間接保有証券準拠法条約と日本」Asian Pacific Regional Office of the HCCH Conference on the 2006

Hague Securities Convention (2016年6月27日、中央大学(東京都・新宿区))

中野俊一郎「国際社会における法規範の多元性と国際私法」国際法学会(2016年9月10日、静岡コンベンションアーツセンター(静岡県・静岡市))

高杉直「投資仲裁と国際商事仲裁——執行の問題を中心に」日本国際経済法学会(2016年10月16日、小樽商科大学(北海道・小樽市))

高杉直「Towards the Asian Principles of Private International Law」International Symposium: Private International Law from Comparative Perspective(2015年12月19日、同志社大学(京都府・京都市))

高杉直「E-Commerce Law and the Prospects for Uniform E-Commerce Rules on the Privacy and Security of Electronic Communications」Second Pacific-Rim Colloquium on Economic Development and the Harmonization of Commercial Law(2015年1月9日、上海対外経貿大学(中国・上海))

高杉直「Economic Development through Commercial Law in Japan」Pacific Rim Colloquium: Economic Development and Harmonization of Commercial Law(2013年10月18日、マヨール大学(チリ・サンチアゴ))

[図書](計4件)

松岡博ノ(補訂)高杉直『国際関係私法講義(改題補訂版)』(法律文化社、2015)[合計380頁]

野村美明・高杉直・久保田隆編『ケーススタディー国際関係私法』(有斐閣、2015)[合計276頁]

澤田壽夫・柏木昇・杉浦保友・高杉直・森下哲朗・増田史子編『マテリアルズ国際取引法(第3版)』(有斐閣、2014)[計297頁]

曾野裕夫・沖野眞己・藤田友敬・小塚荘一郎・森下哲朗・高杉直『私法統一の現状と課

題』別冊NBL144号(商事法務、2013)〔計108
頁〕

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

高杉 直 (Takasugi Naoshi)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：60243747

(2)研究分担者

櫻田 嘉章 (Sakurada Yoshiaki)
甲南大学・法学研究科・教授
研究者番号：10109407
野村 美明 (Nomura Yoshiaki)
大阪大学・国際公共政策研究科・教授
研究者番号：20144420
道垣内 正人 (Dougauchi Masato)
早稲田大学・法務研究科・教授
研究者番号：70114577
中野 俊一郎 (Nakano Shun'ichiro)
神戸大学・法学研究科・教授
研究者番号：30180326
植松 真生 (Uematsu Mao)
立命館大学・法務研究科・教授
研究者番号：00294744
西谷 祐子 (Nishitani Yuko)
京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：30301047

長田 真里 (Nagata Mari)

大阪大学・法学研究科・教授

研究者番号：10314436

北坂 尚洋 (Kitasaka Naohiro)

福岡大学・法学部・教授

研究者番号：60346129

(3)連携研究者

(4)研究協力者

Suk Kwang Hyun (ソウル大学教授)

Tsai Hua-Kai (国立中正大学教授)

Chen Weizuo (清華大学教授)

Anselmo Reyes (香港大学教授、ハーグ会議アジア太平洋事務所長)

Elizabeth Aguilin-Pangalangan (フィリピン大学教授)

Tien Vinh Nguyen (ベトナム国家大学教授)

Kanaphon Chanhom (チュラロンコン大学教授)

Yeo Tiong Min (シンガポール国立大学教授)

Yu Un Oppusunggu (インドネシア大学講師)